

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病7月号

(通巻第123号)

関西労働者安全センター 1984.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 学習のページ **こんなときどうする……** 1
職場安全運動の手引き
- 健保改悪反対闘争情報…………… 4
- 職場つうしん…………… 6
- 健診を考える…………… 7

☆全金オーシマ支部

- 前線から(ニュース)…………… 9
- '84 フィールド合宿のお知らせ…………… 17
- うちの組合…………… 18

☆大阪市職港湾局支部

6月の新聞記事から / 16 夏期カンパのおねがい / 20

■表紙写真 / 7.1健保改悪阻止関西集会

こんなときどうする

①

職場安全活動の手引き

労災で治療をうけるとき

たとえば、鉄工所労働者のAさんが仕事中に安全通路を通らないで近道をしようとして床の油ですべって転倒し、足をねんざするという事故が起ったとしましょう。労働組合として会社に要求すべき点はいくらかあるでしょうが、最低これだけはという点について述べてみます。

A君はそれに違反しているの、労災にはしない。」と言ってきました。結論から言って、これは十分に労災になります。

労災保険法十二条の二の二は以下のようになっています。つまり、わざとケガをした場合には労災の適用はありませんが、故意の犯罪行為や重大な過失によってケガをした時でも三〇%を限度に補償の減額があっても労災は認められるわけです。

不注意でも

労災になるか

この事故を発見した同僚BさんがAさんを病院に連れていこうとして会社に伝えたところ、「病院へ連れていくのはいいが、いつも通るなど言っている所でケガをしたんだから、

故意の犯罪行為によるケガとは、たとえば、業務中飲酒運転で電柱に激突、大ケガというようなケースで、また、重大過失の例としては、居眠り運転による事故などが挙げられる。したがって、よほどひどいと思う

ような場合を除けば重過失にも該当せず、通常の労災の適用があるわけです。Aさんの場合でいえば、単に所定の通路を通らなかったという程度では、会社が禁止していても、柵でもしてさらに立入禁止の標識でも立てなければ「重大過失」とも言えないのです。

〔支給制限〕

第二二条の二の二 労働者が、故意に負傷、疾病、障

害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

② 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

会社の指定病院へ行かなければ

手続きができたと言われて

会社は一応、さんの主張を認めましたが、今度は会社指定の××病院へ行くように言い、そうしなければ証明できないと言ってきました。しかし、××病院は同僚の間で会社と通じているといううわさもあって、他の医者に行きたいのです。

これも結論から言えば、法的根拠はありません。

会社指定というのは法的に意味がなく、むしろ労働者は労働安全衛生法六六条を根拠に医師選択の自由が認められており、自由に行きたい医療機関に行けるのです。

また、「そうしなければ証明できない」という主張に対しては、労災保険法施行規則二三条をたてに反論すれば会社も応じざるを得ないと思えます。つまり、会社は労災の手続をとってほしいと希望する労働者の

要求を拒否できず、助力する義務が明記されているのです。仮にそれでも会社が拒めば、労基署に申立てるよう指導させることは十分に可能です。

労災指定と

非指定病院

会社は一応あきらめて、組合の方で勝手にやるように言ってきました。必要な証明だけするというのです。

さんは以前から〇〇病院が親切で労働者の声をよく聞いてくれると聞いていたので、是非とも〇〇病院へ行きたいと希望しました。

（事業主の助力等）

第二十三条 保険給付を受けるべき者が、事故のため、まずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるよう助力しなければならない。

2 事業主は、保険給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をこなす責任を負う。

が、さんが調べてみるとそこは労災指定病院でないというのです。こんな場合にはどうすればいいのでしょうか。

結論から言って、指定でも非指定でも関係なく労災医療は受けられます。

労災指定病院というのは、大阪であれば、大阪労働基準局と指定契約を結んでいる病院で、この場合は、「様式第五号」という用紙を労基署でもらってきて、事故の発生状況と被災者の身分の証明を会社にしてもらい、それをかかる病院に直接持参すれば、健保における保険証のような役割を果し、窓口では一切お金をとられることなく治療が受けられます。（但、後日、労基署が労災でないと決定すればその時点で健保に切り換えねばなりません）

一方、非指定の場合には一応窓口で治療の実費が必要となっています。

いったんは病院に治療費の全額を支払い、その明細書を「様式第七号」という用紙に病院で証明してもらい、

さらに、会社から先の「五号」と同様の証明を記載してもらった上で、

所轄の労基署（会社の住所で決っています）に提出します。そして、労災と認定されれば全額払いもどしを受けられる仕組みになっています。

これだけ見れば少なくともお金の面で指定病院の方が有利ですが、少し工夫すれば非指定でも十分カバーできます。つまり、非指定の窓口で事務とよく相談して、お金を後払いにしてもらうことはかなり可能です。したがって、やはり自分が信頼する病院を選ぶ方がその後のことを考えるといいと思います。

労働者死傷病報告は

どうなっているか

Aさんは結局信頼する〇〇病院へかかることにしましたが、ここで、「足首ねんざ、一週間の休業を要す」の診断を受けました。そして、会社の方にBさんを通じて診断書を渡してもらい、療養生活に入ったわけです。

Bさんが会社とその旨伝えると、「二、三日休むのはわかるが、そんなに長いこと休むのか」と難色を示しました。Bさんはケチなことを言う会社だと思いましたが、実は、休業三日と四日以上では会社にとってずい分と違うことを知らねばなりません。

労働安全衛生規則九七条は、労災で労働者が四日以上休業した場合はすぐに労基署への届け（死傷病報告）を出す義務があり、三日以内では後日提出でよいとなっています。また、

労災保険で休業補償が支給されるのは休業四日目からとなっています。つまり、四日以上休業の労災事故は届けを根拠に労基署の事故調査が入る可能性が、三日以内休業の場合よりはるかに大であり、労災保険の休業災害統計も四日以上となっており、会社の保険料率にも影響するわけです。会社が休業日数にこだわるのは労務管理上の問題はもちろんなりませんが、行政上このようなことが大いに関係していることを知るべきでしょう。

それから、報告書の内容もしっか

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

りチェックしなければなりません。これは、事故の状況と原因を記載するわけですが、「本人の不注意」ばかり強調したものが多く、この点は非組合でも原因調査を独自で行い、

会社と記載内容について交渉し、ケシメをけることも大切です。あとで問題がこじれてきて、労基署に職場改善の勧告を求めたり、また裁判などになった場合は、この報告書は

一つの証拠的な役割を果たすことになります。(つづく)
今回は労災休業に伴う
諸問題について

「健康保険法改悪反対闘争情報」

改悪法案13日衆院で与党単独裁決

差別医療許さぬ国庫の強化をノ

この間、政府・自民党は国会の会期中(八月八日まで)に健保法改悪案をなにも成り立たせようと修正案を乱発してきている。しかし、それら修正案提示における自民党の態度たるや医師会あるいは野党の顔色うかがいのみで、明らかに現在の自民党には法改「正」に向けた政治日程しか頭になくを示している。

政府・自民党は、一次、二次の修

正案において「二割負担」を六一年度以降にするとか、六一年以降も国会で議決承認を受ける日まで一割でいくとか等々、そして最近では公企業職員給与の仲裁裁定の扱いやパーセント減税などを抱き合わせにしてどうにかスムーズな国会運営をねらって与野党折衝を続けている。そんな議論の中でなにに復が立つとあって、われわれ国民の立場が全く無視されていることほど復したしいことはな

い。ある自民党議員いわく、「この法改正が通らなければ、今年度予算に四千二百億円の穴があく」そんなこと知るか!と言いたい。誰がそんな予算を組んだ?それも何一つ審議されていない段階でだ。これはまさに本末転倒としか言いがたない。政府・自民党の勝手な解釈に基づく「医療費適正化対策」だの「不正請求や過剰な診療・検査のチェック」だのと法案成立に向けた世論形成に一生懸命になり、どうにかして国民をだまそうとしている。しかし、その真のねらいは、自らの医療政策における失政をたな上げにし、すべての責任を国民に転嫁しようとするものであることは明らかである。

政府・自民党は七月五日の衆議院

社会労働委員会での採決は断念したものの、次回社労委（十二日）、そして十三日衆院本会議での採決をねらっている。われわれの闘いはあくまでも法案そのものの廃案にあり、院外でのさらなる大衆運動の高揚なくして廃案は不可能である。

関西集会に200名

竹村泰子氏も来阪

七月一日、労住医連など関西の医療関係者が中心となり大阪部落解放センターにおいて、「七・一健康保険法改悪阻止！医療の変革を考える関西集会」が約二百名の参加をもって開かれた。

集会では、特別報告者として衆議院議員竹村泰子氏を招き、現在の院外における健保法改悪をめぐる動きが報告され、同氏は社会労働委員でもありこの間の情勢に詳しく、院外での闘いの困難さとともに、院外の大衆的な反対運動の高揚の必要性

を説かれた。

その他報告者として、松浦良和氏（松浦診療所）、中村大蔵氏（阪神医療生協）、浜本哲氏（大阪府立病院）、中田成慶氏（阪南中央病院）の四氏から、今回の健保法改悪や全般的な医療情勢について、それぞれの立場から政府・自民党の医療政策に対する批判、あるいは「われわれの目指す医療」についての報告がなされた。

また、七月五日には、大阪国民春闘共闘会議の主催による「健保大改悪阻止七・五総決起集会」が蕨町公園で開かれた。労働組合員を中心に一万五千名の参加があり、集会のあと大阪駅前までデモが行われた。

その他にも、全港湾関西地本では七月五日に健保改悪阻止に向けたストライキが打たれるなど、関西各地でこの間いろいろなとりくみが行われているが、情勢を考慮するならば七月中旬から下旬にむけてさらなる大衆運動の高揚をかちとる必要があるだろう。

※ 健保改悪をめぐるこの間の動き

6/28 自民党、第一次修正案を提示

7/1 大阪で労住医連など医療関係者が改悪反対で集会、参加者二〇〇人

7/3 自民党、第二次修正案を提示

7/4 自民党、十四項目の付帯決議事項案を提示

7/5 大阪府医師会、改悪に反対し一せいで休診

大阪国民春闘共闘会議主催で「健保大改悪阻止七・五総決起集会」開催

全港湾関西地本が改悪阻止にむけてストライキ

自民党、衆院社労委採決を断念

断念

職場のシステム

・国保連労組

レインボーシステムは灰色の虹??

問題だらけの健保コンピュータ化

レインボーシステムという美しい名前の計画が準備されている。これは、今の健康保険の診療報酬支払い事務を、コンピュータを導入して大規模に合理化しようというものである。今、全国国民健康保険団体連合会職員労働組合総連合（国保連労組）ではこれに対して反対運動を展開している。

現在の健康保険のシステムは、まず医療機関が、毎月、診療報酬明細書（レセプト）を作って各都道府県の国保連合会や社会保険診療報酬支払基金へ届ける。そして、そこでまちがった請求がないかチェックしたり分類作業を経て各医療機関へ診療報酬が支払われることになってい

る。そして、こうした作業はいちいち手作業で行われているのである。つまり、膨大なレセプトの山を手でめくりながらチェックするという作業を延々とする労働者の存在がなくてはならない。

さて、コンピュータ処理システムを導入すると、将来どうなるか。

医療機関はレセプトを作成するかわりに磁気テープやフロッピーの形でデータを送るか、やがてはオンラインで直接国保連や支払基金へ送られ、紙という媒体がなくなる分合理化される。国保連等では紙がなくなるわけだから、膨大なチェックなどの作業はブラウザ管を見る作業に変わり、単純なミスは自動的にチェッ

クされるといふ形になり、事務量が大幅に減ることになる。そして、何よりもコンピュータ化することによって、いずれ厚生省は医療全般にわたって全国的に統一的にしかも瞬時に把握することができるといふことになる。

このようにごくごく簡単に内容にふれてみても、飛躍的な合理化であることは一目瞭然であり、そこからは限りなく問題点がわき出てくるのである。

国保連労組が現在強力に進めている反対運動は、こうした問題を明らかにしていく中でこのシステムをギロチンシステムと呼んでいる。つまり、システム導入により労働内容が大きく様変わりする上に、人員削減等の話が出かねないのである。実行されれば労働内容は、ブラウザ管を見続けキーをたたくという形に変わり、しかも密度は飛躍的に濃いものになることが予測される。他のOA職場の労働条件と異なり、労働が

そのみに限定されるであろうから、健康保険法の運動に大いに注目してゆく必要がある。今までの健康破壊の可能性を秘 致悪問題とともにこの国保連労組の

職場健診を考える (5)

全金オーシマ支部

全金オーシマ支部は七九年二月に組合を結成し、六カ月におよぶストライキで質上げをはじめ労働条件の向上をかちとり、経営者の交替などによる経営問題も組合員の団結の力

でのりきってきた。健診については毎年向上に努め、今年は組合推薦の健診機関―南労会松浦診療所―で実施させることをかちとった。執行委員の島川さんに聞きました。

前の健診がよほどズサンだったんだなあという気がします。

★ここは二組(同盟)もいるそうですが、二組の人と同じように健診をうけていますか

★今年から松浦診療所で健診を行うことになったそうですが、組合員の文句はどうですか

現在、健診の真最中なのですが、今までは一日だけで終っていたのが、今年は二日、三日もかかるとうちよつとうつという気持ちも一面ではあり

ます。しかし、診察でも今まででたら一分位だったのが、平均二〇分はみでくれるので安心していきます。今までの健診では二次健診の対象者はあまりいなかったが、今年は今日まで二〇人健診をやった中で九人も二次健診の必要な者がでており、以

今回の健診は総評が主導で会社にやらせており、同盟の人でも文句をいわずに健診をうけています。自分の身体だから、ていねいに健診をやってくれば別に文句もいいたくないんじゃないですか。

★組合推薦の医療機関で健診させる
という事は普通なかなか難しいも
のなりですが、ここまでに至る経過
を簡単に話していただけますか

組合ができる七九年以前は、法律
で決められているからやるというた
けの健診で値段も一三〇〇〇円くら
いでした。当時は、賃金は安いし、ケ
ガは多いので、労基署や消防署のプ
ラックリストにのっていました。だ
から組合を結成するとすぐに安全衛
生委員会をつくらせ、工場内の危険
箇所の改善とか、健診を充実させて
きました。健診については、健診項
目を増やすことと費用を上げさせて
いくことを中心にとりくみましたが、
徐々にしか進まず、昨年はじめて、
レントゲンを間接から直接撮影にか
えさせました。これは、全金大阪地
本から間接撮影は被ばく量が多いと
いうことで直接撮影に切りかえるよ
う指導があったことも一つの理由で
はありますが。

★元ほど徐々にしか進まずといわれ
ましたが、健診問題で一番苦勞して
きたことは何ですか

やはり会社が抵抗するのは費用の

主委員会で発言力が出てくるのだと
思います。

★大変教訓的なお話しだと思えます。
ところで、組合結成時の闘いとい
うのをかいつまんで話していただけま
せんか

問題です。以前は一人当り一三〇〇
円程度であったものを昨年、レント
ゲンを間接から直接にかえたために、
三〇〇〇円となり、今年は、その倍
の六〇〇〇円です。会社が下向き加
減なのに健診費用は急成長を遂げて
きました。安全衛生委員会で組合よ
り提案して、もめたら団交にするこ
とにしているのので、会社に対してか
なり圧力になり、他の問題でもかな
り改善させてきています。これらは、
組合結成時の闘いがあったからこそ、
力関係も有利に改善をかちとってこ
れたのだと思います。二組が文句を
いえないのも当時徹底的にたたきつ
ぶして少数派にさせてしまったから
なんです。安全衛生の問題といつて
も、組合のとりにくむことです。単
独では存在しえません。会社と組合
との力関係があつてはじめて安全衛
生委員会ができてくるのだと思
います。

七九年二月六日に組合を結成し、
会社に団交要求をつきつけましたが、
会社は団交を拒否しながら、組合を
つぶすために関西経営者協会の弁護
士の指導のもとに、社外から委員長
をもってきて第二組合(同盟)をデッ
チあげました。これに対して我々は
六カ月間の連続ストライキをうち、
当初全金より多数であった二組を少
いに勝利しました。その後会社はパ
ート・嘱託への首切り合理化、企業
の身売りによる首切り合理化など次
々と攻撃をかけてきましたが、支部
はこれを組合員の団結と地域共闘の
力で粉碎し、現在のようないえ
つくり上げてきたのです。逆にいえ
ば、組合結成時にあらゆる問題をぶ

つけて権利をかちとってきたために、
現在はその余力で動いているような
感じで、ちょっと反省もしなければ
ならないと思っています。

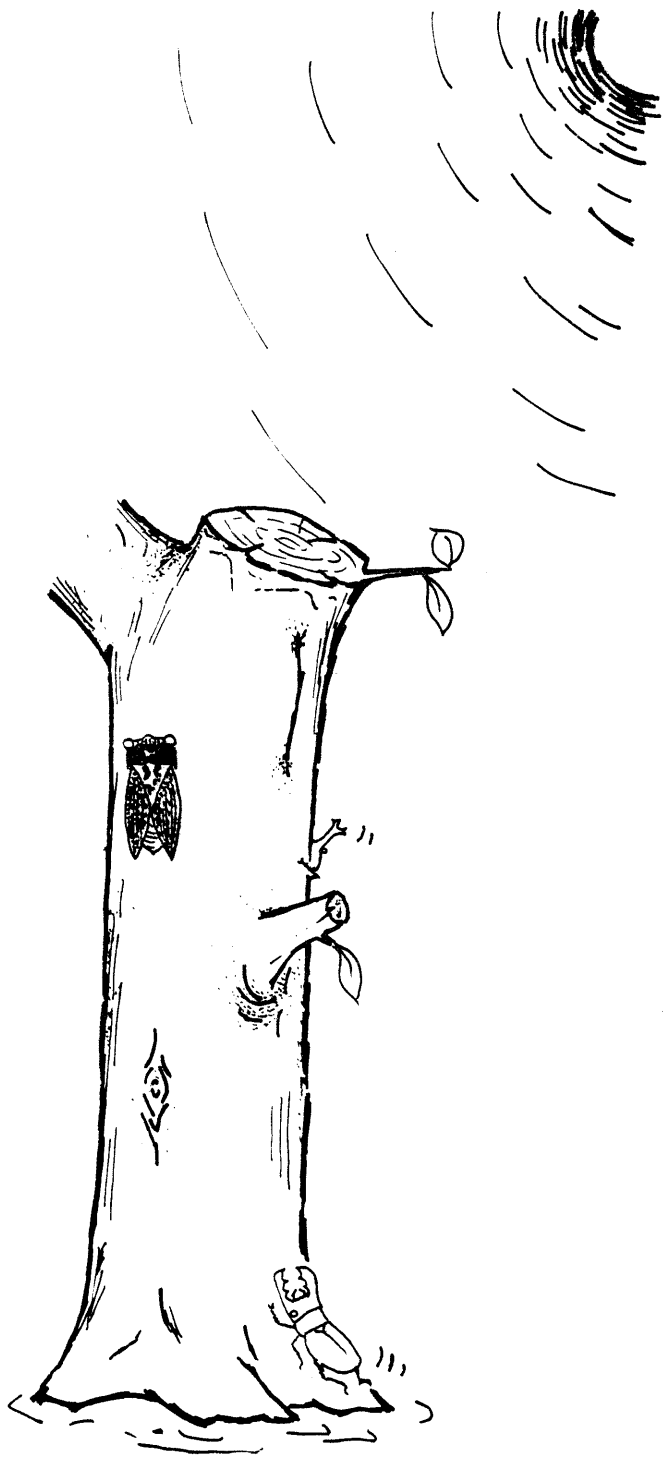
★話をもちにもどしますが、健診問
題について今後の課題というのほど
ういったところですか

昨年、結成当初からがんばってこ

られた組合員がガンで死亡しまして
組合としても大変ショックなことだ
したが、健診をきっちりやっておれ
ばあるいは発見できたのではないか
と思えてとても残念です。今年、松
浦診療所で健診をやることになった
のは、このことも一つのきっかけな
んですが、ガン検診も含めた中高年

の人達の成人病対策も重要だろうと
思います。それから、四人くらいギ
ックリ腰で労災になりましたが、柏
原工場ではかなり重たいものをもっ
ているので腰痛問題も今後の課題に
なると思います。

★どうもありがとうございます。



前線から

大阪総評が労基局に

申し入れ

放射線被曝規制緩和問題

を中心に交渉

大阪

なんにも知らない専門官??

七月九日、

①管内における原発出張事

大阪総評は、放射線被ばく規制緩和問題で、大阪労働基準局に対し

業所、病院、非破壊検査事業所に対する指導、監督、実態の把握、②今回行われようとしている規制緩和の内容、③これと密接に関連している放射線障害に係る

て申し入れを行った。これは、総評労働対かろうの申し入れの一項目として行われたものだが、新しい問題でもあり、この日の交渉の大部分がこれにさかれた。

森島芳職対事務局長より、全般的説明がなされた後、

全金大阪池本山京氏より、

理課長は「労災認定は様々な要件によって行われる。」

今回の規制緩和は、国際

と一般論を述べるだけ、また、担当の専門官は、ほとんどまったく勉強しておらず、質問にまともに答えられないという実態であった。

放射線防護委員会（ICRP）の一九七七年勧告を国内法令取り入れようというものである。ICRPは、これまで勧告を出すたびに規制をゆるめてきており、

要請により参加された小出裕章氏（京大原子炉）は「課長の言うことは、現場のデータをすべて企業に握られている労働者の立場を全く無視したものだ」と述べられた。また、電離放射線障害防止規則第一条の事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。」という規定と、今度行われようとしている規制緩和とは相反するものであるとの指摘が

原子力産業の代弁者ではない。これを許せば大政悪となるため、何としても阻止しなければならない。

業所は、労働者が電離放射線を受けようとするに努めなければならない。一という規定と、今度行われようとしている規制緩和とは相反するものであるとの指摘が

終わりに、今後も継続して交渉していくことが確認された。安全センターとしても、積極的にとりくんでいきたいと考えている。

これに対し、渡辺労災管

中川保雄氏（神戸大）から

大阪市従が腰痛学習会

大阪

ゴミ収集の腰痛はどつぱん よすが

あふれる質問

六月二十五日、大阪市従本

部は大阪国労会館で「腰痛の治療と対策」と題して学習会を行った。本部安全衛生委員会の主催で、職場の衛生委員を中心に、一六〇名以上が参加し、会場も満席となるほどであった。

最初に本部より、市の現業職に働く市従組合員に腰痛などの職業病が増えており、行革などのためにはますます厳しくなる中で、腰痛問題にとりくむことは、重要であるとのあいさつがあった後、南労会松浦診療所々長の松浦氏より講演が行

われた。

松浦医師はスライドや、人体模型を使い、腰の構造や腰痛の病名についてわかりやすく説明した後、腰痛

症と労働との関係について様々な事例をもとに話をされた。一時間半ほどの講演の後、質問の時間が設けられたが、「監視業務は腰に悪いのか」「一度ギックリ腰を起こしたが、再発でいけるのか」「ゴミ収集は仕事

がきつくと、腰痛が多いがどうしたらよいのか」など、十人近くの人が質問をおこない、終了時間間際まで質問が続いた。市従でこのような学習会を開催したのは初めてであったが、多数の質問が出され、腰痛問題にかなり関心が高いことが示された。裏を返せば、職場の中で深刻な問題となってきたという点であり、今後の対策が急がれる。

宮西

職業病被災者への みせしめ解雇も撤回せよ!

兵福芳が

岩永さん不当解雇撤回集会

六月二十二日、西宮勤労会館で、「岩永さん不当解雇撤回」の集会が開かれた。腰痛被災者に対する弾圧の

みせしめとして岩永氏が解雇されて五年八か月経ち、大阪高裁での控訴審も本人尋問が始まり、山場にさし

かかってきている中で、解雇撤回闘争を勝利させるための意志をさらに固めるために開かれた。

会場には、兵福芳の組合員をはじめ、退職した元組合員、地域の障害者、支援の労働組合など、約五〇名が参加した。

集会では、兵福芳の組合員、岩永さん本人より、砂

子療育園という社会福祉施設の中で、収容されている障害児がいかに劣悪な環境におかれているか、その矛盾が動く労働者にしわ寄せされ、腰痛などの職業病がまし延している実態が報告され、岩永さんの解雇問題は、社会福祉施設の矛盾を告発しようとした労働者に

をすする弾圧であることが明らかとされた。支援団体より力強いアピールが行われ、

一番の不当判決をのりこえ、控訴審の大詰にむけさらに闘いを盛り上げることを確認し、集会を終えた。

六月二十九日、大阪高裁で第六回の法廷が開かれ、岩永さん本人に対する主尋問を行ない、次いで反対尋問が行われ、次回（九月七日十時半）も引き続き反対尋問が行われることになった。

被告弁護人は非常に挑発的な尋問を行ない、岩永さんが砂子療育園の中ではないか「危険人物」であるかを裁判所に印象づけようとし

ている。これらを許さないためにも、満員の傍聴で監視を強めていかななくてはならない。

和歌山

紀和病院

順調に進む準備活動

大阪総評も6/21に正式支援決定

本年十一月開院を目指して、紀和病院の建設・準備は順調に進んでいる。工事は本体がすでに完成し、内装の段階に入り、スタッフについても開院時のメンバーはほぼ決定、すでにスタッフ会議の積み上げの中で医療計画が作成されつつある。

一方、運動面においても

等についての討議が行われた。そして、運営組織の代表に浜口林政共闘議長（県議）を決定するとともに、林政共闘、全林野、和歌山県安全センター、病院の四者による役員選考委を決めた。同病院の成否は我々安全センターにとっても、岩永医療戦線の今後十年にわたる見通しにも決定的影響をもたらすものでもあり、設立準備会の一翼を担い、積極的に支援していきたい。



大阪中央

第四期労災闘争講座開講

毎回50人の参加で

好調なスタート

六月二〇日、安全センター主催・第四期労災職業病闘争講座を大阪労金本店（森ノ宮）において開始した。日程はほぼ昨年と同様で、前期一運動編が六月二〇日（七月二五日まで）、後期一医療編が九月二六日（十月三一日まで）の間で開講する予定である。

六月二〇日の開講式には、安全センター副議長である金銅正夫氏（全林野大阪地本）の開講のあいさつ、および全港湾米穀運送分会の自主製作記録映画の上映とそれに関する米運分会の闘

四年目を迎える今年の講座の持徴を二、三あげると、まず前期において健保法改悪問題や全港湾関西地本による労災予防協約問題など、タイムリーともいうべき現在とりくまれている課題をとりあげたこと、あるいは後期一医療編では、各回にとりあげる疾病ごとに、それぞれに関する労災認定

労災事故を理由に

相次いで解雇

仮処分勝利を基礎に

解雇撤回闘争勝利を

尼崎市にある新興工業は、た徳氏に対して、聴力障害をもちており仕事の危険度が高すぎて就労に適さないという理由で解雇した。昨年三月、「作業ミス報告書」を書かないなら仕事をさせられないと言って山本氏を、また、昨年八月には、溶接作業中に労災に被災し

山本氏の場合、会社は「作業ミス報告書を書くよ

り解雇されることを希望している—という全くあきれた理由で解雇したのである。

徳氏は聴力障害があるものの機械工として採用され、組立て、溶接、塗装など、様々な仕事を行ってきていた。しかし、今年四月、溶接作業をしている最中、ブラスで指を裂傷し、会社はこの事故を「徳氏が指示を無視したためケガをした」と事実を反するウソの発表を行った。そして、会社より「き換度が高すぎるから」と退職を促され、抗議したが、会社は八月に入り解雇通告を行った。

現在二人は、阪神合同労働組合加入し、解雇撤回の闘いにとりこんでおり、山本氏は仮処分で解雇無効の決定が下された。また、阪神合同労組は二人の解雇撤回

を求め団体交渉を闘っている。

津 堰

学校用務員の腰痛再発

再審査請求勝利に向け

準備進む

今年三月、地公災大阪府支部審査会で、腰痛症の再発申請を棄却された摂津市職・学校用務員牧野氏の再審査請求の準備が急ピッチで進められている。

再審査請求闘争には、新たに大沢龍司弁護士、自治労大阪府本部が加わり、本格的な文論書作りを行っているが、調査が進めば進むほど、審査会判断の度々めき加減が浮き彫りになってきている。

くは因果関係あり—と診断しているにもかかわらず、何うこれを否定する医学的証明、意見を示すことなく否定・無視していることもあり、全く公正を欠く審査と言わざるを得ない。

我々はこれら医学的結論を下した審査会々長に話し合いの機会を求め、会長が無責任にも辞表を出したところについては前号で述べたところであるが、基金の民主化を進めるためにもこの再審査闘争には勝利しなければならぬ。またそれは十分に可能と判断している。

大阪 中央

待機時間中の足首骨折事故

労基署のズサンな指導を

糾弾

東地域合同労組

六月二十五日、総評東地域合同労組、同大阪生花分会、安全センターの三者は、生

Mさんは、組合とも相談

し、労災申請するよう会社に要求、会社も一応これを認め、労基署へ労働者死傷病報告を提出するのと併せて、労災手続を行おうとした。ところが署は全く事実関係を調べることもなく、「これは労災にならない」と結論づけ、申請しないように指導するという暴挙を
行つたのである。安全センターは組合とともに会社と再交渉し、ようやく申請手続までこぎつけたが、六月二十五日の署との交渉では徹底して署の指導責任を追及、次回交渉までに、経過及びその指導の適否について署としての正式見解を示すこととで合意した。

オフコンオペータの頸肩腕

労災認定・作業軽減の
とりくみへ

全金ヤマト産業支部

はブラウン管とキーボードの前にすわり続ける。特にその間は残業も多く、肩腕にしびれを感じるようになってきた。そして六月になり、頸肩腕障害の診断を受ける。

大阪生花は葬儀用の装飾を準備する会社で、この春闘で組合が結成された。さんは、四月二十五日午前、仕事の待機時間中に所用で会社の堀をのりこえ、隣地に飛び降りた際、足首を骨

全金ヤマト産業支部は、在庫管理等の事務をコンピュータ処理しているが、今年三月よりその作業が丁さんの担当となった。仕事は月のうちに二〇日以降十日程度が相当忙しく、その間

オフコンコンピュータの操作を担当した丁さんの頸肩腕障害について、対策の準備を進めている。
ヤマト産業では、経理、

支部では丁さんの仕事を、二月以前の事務作業にもどし、労災申請へ向けてのとりくみを始めているところである。

六月の新聞記事から

- 六・一　タンカー暴発炎上一人重体、一人行方不明
（確内）
ソ連における暴発や京発事故で数千人が被
ぼく死していたことが判明。
- 六・二　労災申請中の女性従業員に対する解雇を無
効とする判決（東京地裁）。
- 六・五　名神高速で大型トラックなど六台が玉突き
衝突、二人死亡、三人ケガ。
- 六・六　日本碍子知多工場（愛知）で米基準の二五
倍の高濃度ベリリウムを排出していたこと
が判明。
- 六・七　ベビートレードの原料に違法照射していた食
品会社とその社長らに有罪判決（名古屋地裁）
- 六・八　市道の陥没した穴にバイクに乗った会社員
が突っ込み、転倒、ケガ（大坂）。
- 六・九　パトカーがセンターラインを越え対向車に
衝突、警官一人死亡、八人重軽傷（和歌山）。
住吉和歌山で作業中の労働者に九百キロの
鉄製パイプが落下し重傷。
- 六・一二　除草剤埋設現場の土壌検査でダイオキシン
検出（愛媛大発表）
- 六・一八　九州電力玄海原発第二次公開ヒアリングで
又対派六五〇〇人結集。
- 六・二〇　「避妊薬の危険性」を内部告発した大薬
品の研究員、懲戒処分。
- 六・二二　下水処理場でゴミ処理装置の修理中に作業
員三人酸欠で重軽傷（川西市）
- 六・二八　動燃の新型転換炉「ふげん」（福井）で二
〇件の労災未報告が発覚。
- 六・二九　昨年十一月に死者一四人を出した静岡の二つ
ま恋一ガス爆発事故で副支配人ら七八逮捕。
砕石場でダイナマイト爆発、作業員二人死
亡（兵庫）。

'84 フィールド合宿

南大阪・尼崎、和歌山古座川

高知、大分の四ヶ所で開催

毎年夏に行われてきた、医学生を中心とする「労働者住民医療運動に学ぶ全国統一フィールド合宿」が、六月九日の結成実行委員会を受けて各フィールドの準備に入っている。

関西においては、南大阪、尼崎、和歌山古座川のフィールドが行われることになっている。

南大阪・尼崎は、七月二三日、二六日の四日間の予定で行われる。第一日は、松浦診療所に集合。全港湾大阪支部安全衛生委員長、

小泉恒一氏の講演を受け、コースの説明と班分け。第二、第三日の両日、五班に分かれて、協力していただく労働組合、機関を訪問し交流していく予定である。

訪問労組、機関は、全金東亜バルブ支部、阪神医療生協、全金矢賀製作所支部、此花労働者センター、全港湾塩回送分会、全金大阪亜

鉛支部、市従環境事業支部工場分会、全石油ゼネラル石油労組、全港湾米運分会、市従港湾支部、全通西大阪支部、全港湾加藤運輸分会、

全金田中機械支部、全金吉井計算センター支部。

最終日の第四日は、松浦良和医師の講演をうけ、総括会議の後、解散の予定。

和歌山古座川は八月一日～四日、古座川山労の協力を得て行われる。第一日、

現地集合。第二日、山林労働見学、診療所見学、山労患者会との討論会など。第三日山労との交流会。第四日まとめの討論、解散の予定である。

これら関西フィールドは京都府医大、奈良医大、神戸大、関西医大などの学生が中心となって頑張っている。

大分においては、大分医学生協が受け入れ機関となつて、八月一五日～二〇日に行われる。内容は、宇佐市における

未だ顕在化していないじん肺などの労災職業病患者の聞き取り、発掘を中心としたものになる。佐賀医大、九大など医学生も例年にも増して積極的にとりくんでおり、九州の夏はいっそう暑くなりそうである。

高知では四国勤労病院が受け入れ機関となり、高知生が中心となつて、八月中旬の林野労働現場におけるフィールドが準備中である。

組合の闘争

大阪市職 港湾局支部

(港区)

関西労働者安全センターに加盟している組合、団体、労働者のみなさん、日々職場で地域で労災職業病闘争をはじめ、平和と民主主義の闘いなどに益々御奮闘の事に対して敬意を表します。

さて、大阪市職労港湾局支部をみなさんに紹介させて頂きます。

安全センターへの加盟は、八一年九月からですが、労災闘争については充分なとりくみができていないのが現状です。ただ、港という地域の中で、総評港地協をはじめとして、全金、全港湾など固い団結で資本・権力に対し闘っている民間の仲間との共闘・交流を通じるなかで、安全センターの労災認定闘争、針きゅう制限反対の闘いに参加してきたことが、加盟をするきっかけとなりました。

ちがいで単組が異なっているだけのことで、上部団体は産業別組織である自治労（全日本自治団体労働組合のこと）です。職場の中では、職・従安全衛生委員会をはじめとして、各種対策委員会を共同で設置してとりくみを進めてきています。

私達の職場は大阪港で、地下鉄大阪港駅より西へ徒歩五分、港湾局の六階に組合事務所があります。職域は臨港四区（此花区、港区、大正区、住之江区）にまたがって散在し、約一〇〇〇人の市職、市従の労働者が毎日働いています。労働組合は大阪市職労港湾局支部、大阪市従港湾支部の二つがありますが、組織分裂しているということではなしに、職種の

私達の仕事ですが、大阪港の建設、管理、運営、そして南港における新しい街づくり、遊泳場、野鳥園、漁釣り園、市民の安全を守るための高潮対策など、たいへん多種多様なっています。それだけに私達の仕事が地域労働者、住民に対して多くの影響を与え、問題をかかえることにもなっています。行政内闘争の不充分性ともあいまって、多くの問題が噴出しており、自治労、行政内労働者の社会的責任を痛感するところで

また、港というのは、従来から中央の支配・介入が強いところで、今日の臨調一行革攻撃は闘えない（闘わない？）組合づくり、自治体労

勤者を権力の末端機構として再編成しようとする動き―戦争への道をひたすらに走ろうとするものとして、組織の団結を固め反撃していかねればなりません。

安全対策の強化

私達の職場では、他に例をみないほど多くの職種があります。事務職、土木、建築、機械、園芸、電交、タ

イピスト、船長、機関長、海技職と様々な職種のちがひがあります。それぞれ作業形態にあわせて仕事をしているところでは、また市従職場の一部は、二交替、二四時間で網取り作業もしていますし、大型船の入出港にかかわる引船(タグボート)では、早い時は六時出勤、日曜日、祭日、正月も作業をしている職場もあります。

このような職場実態の中で、職・従安全衛生委員会では、①船舶関係

職場のエンジン場での騒音による難聴、②ケーソン(高さ一三m、幅八・五m、長さ二三mのコンクリートの函)製作にともなう高所作業での安全対策、③北港のゴミ処分地作業に伴う従事者の追跡健康診断、④潜水土の特殊健康診断、などを重点に対策会議をもち、安全パトロールの実施と職場での啓蒙活動を強めていきます。(ラジオ体操、気のゆるみ、食事等)

労働者意識の高揚と

臨調―行革攻撃に対し

職場からの反撃を

労災闘争を組合員の個別事例で当局責任を追究していくようなとりくみは支部ではまだありません。一、二通勤途上災害で患者の松浦診療所への送り込みをしたぐらいでしょう。大阪市という大変拡がりをもつ職場の中では、保母・看護婦の頸腕、腰痛などが多発しているところがあります。

しかし、現在の「公務災害」認定制度が「密室、非民主的、権力的」になっており、認定がたいへん難しい状況です。関係支部、本部とも協力し、制度の抜本改悪にむけた取り組みも重要です。

また、職場の中では、転落事故が発生していることを踏まえて、安全対策の十分なチェックと、事故が起こらないような職場環境、組合員意識をつくらなければなりません。それらを背景として、現在かけられている直営職場、現業職場の民営化、下請化攻撃に職場から反撃していかなければなりません。

また、民間労働者、地域住民との関わりですが、上屋に港湾労働者の休憩所や便所がなかったり、エプロンの勾配がきつすぎてホークリフトの転倒事故が発生したり、岸壁、護岸にタラップが充分付いていないことによる事故が発生してきました。

◎上屋とは荷物を一俵入れるもの
◎道路は自動車を通るもの

◎北港にゴミの山ができていること
◎ニュートラムやゴミの真空輸送が
具体化していますが、省力化、無
人化の方向は誰に有利となってい
るのか。

◎港湾の近代化がもたらした港湾労働者、地域住民への影響。

◎港湾の軍事利用の動向

◎南港の土地利用計画と地域住民との関係

など、私達は真しに見なければなら
ないと思っています。

山積する多くの課題がありますが、
関西労働者安全センターとの関わり
の中で、ほんとうに「働きつつけら
れる職場づくり」と「市民による市
民のための港づくり」、港湾行政の
あるべき方向を含め、働く者の立場
に立った行政を推し進めるべく、き
びしい状況で闘い抜いている民間労働者、地域住民と共闘を積み重ね、
臨調一行革攻撃に抗した職場からの
反撃を目指し、がんばっていきたい
と考えています。

共に頑張りましょう。

夏期カンパのお願い

各位におかれましては、諸活動にお忙しい日々をお過
しのことと存じます。

さて、関西労働者安全センターも昨年十周年を迎え、
組織としての基礎を一定固めるとともに、記念事業とし
て（医）南労会、全林野労組との協力で新病院の設立に
向け現在奮闘しております。そして、これら事業を中心
として今後もうひとまわり充実した組織としての発展を
期し、地協等との協力で地域活動強化に取り組んでおり
ます。

しかし、当センターの財政状態は年々改善をみている
とはいえず、また安定状態には程遠く、各位の資金援助を
あおがねばならない次第です。

毎年のことでもあり誠に勝手なお願ひではありますが、
趣旨御理解の上、夏期カンパへの御協力を訴える次第で
あります。

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただける場合は直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
 - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28